

# 議会運営委員会

令和3年4月12日  
委員会室

## 1 開会

## 2 協議事項

### (1) 第81回市議会臨時会の運営等について

ア 第81回臨時会の日程等について

イ 新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応について

### (2) ストール議会について

### (3) 例規の改正について

ア 西脇市議会会議規則（委員会提出議案）

イ 西脇市議会委員会条例及び西脇市議會議員の議員報酬等の特例に関する条例（委員会提出議案）

ウ 西脇市議會議員の通称名等の使用に関する規程

エ 西脇市議会陳情書取扱規程

オ 西脇市議会傍聴規則（新規提案）

### (4) その他

## 3 その他

第81回臨時会の日程等について

記

1 上程議案とその取扱いについて

議案等	件 名	4月15日(木)			
		午前10時 本会議	午前10時20分 総務産業 常任委員会	午前11時 予 算 常任委員会	午後4時 本会議
報承 第1号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	提案説明 質 疑 委員会付託	委 員 会 審 査	—	委員長報告 ～ 採 決
議 案 第44号	令和3年度西脇市一般会計補正予算(第2号)			委 員 会 審 査	
西監報 第3号	例月出納検査の結果について			※6月定例会で調査	
西監報 第4号	例月出納検査の結果について	諸報告		※6月定例会で調査	

2 日程及び会期

(1) 日 程

4月15日(木) 午前9時30分から 議員協議会  
 午前10時00分から 本会議  
 午前10時20分から 総務産業常任委員会  
 午前11時00分から 予算常任委員会  
 午後2時00分 討論通告締切  
 午後4時00分から 本会議(再開)

※審議等の状況により、時間が遅れる場合があります。

(2) 会 期

4月15日(木) の1日限り

3 会議録署名議員

7番 坂部 武美 議員 13番 中川 正則 議員

## 第 81 回市議会臨時会提出議案

(R 3. 4. 12 告示)

議案等	議案名	内容	提案説明者
報承第1号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正	総務部長
議案第44号	令和3年度西脇市一般会計補正予算(第2号)	新型コロナウイルス感染症対応に係る所要の補正	副市長

第 81 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正予算の主な内容
一般会計(第2号)	20,343,650	44,522	20,388,172	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金事業 44,522
				合 計 44,522
				(財源内訳) 特定財源 44,522 一般財源所要額 0

## 第81回市議会臨時会提出議案の概要

### 報承第1号 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・本条例改正については、令和3年3月31日付けで専決処分
- ・地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。
- ・施行期日は、令和3年4月1日

#### 【改正の概要】

##### (1) 固定資産税（土地）等の負担調整措置

ア 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置を継続

イ その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

##### (2) 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

##### (3) 軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象

##### (4) 軽自動車税グリーン化特例（軽課）の見直し

重点化等を行った上で2年延長

##### (5) 住宅借入金控除の見直しに係る個人住民税の対応

ア 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年12月31日までの入居者を対象

イ この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和

### 議案第44号 令和3年度西脇市一般会計補正予算（第2号）

- ・新型コロナウイルス感染症対応に係る補正 44,522千円

##### (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業

ア 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

イ 児童一人当たり一律5万円

## 新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応について

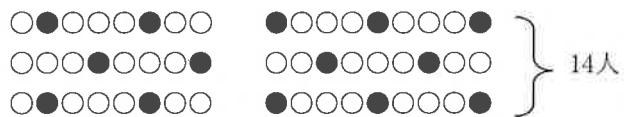
### 1 本会議

#### (1) 出席者

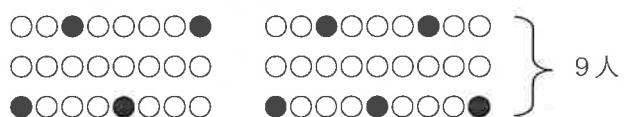
- ・本会議第1日…特別職、議案提出部長・議事担当

#### (2) 傍聴

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満



イ 同3人以上5人未満



ウ 同5人以上又は市民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

#### (3) 委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

- ・通常どおり実施

- ・演壇及び質問席での発言時に限りマスクを外すことを可とする。

#### (4) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超えている場合は欠席してもらう。）

- ・うがい、手洗いの励行

- ・入退場の際、アルコールによる手指消毒

- ・議場内は必ずマスクを着用（発言時に外す場合は議長の許可を受ける。）

- ・議場及び傍聴席は、1時間又は一般質問ごとに扉を開け約10分の換気

### 2 各委員会

#### (1) 出席者

- ・各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

#### (2) 傍聴

- ・市民傍聴は従来通り最大3人

- ・議員傍聴は不可（ライブ中継で確認願う。）

#### (3) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超えている場合は欠席してもらう。）

- ・うがい、手洗いの励行

- ・入退室の際、アルコールによる手指消毒

- ・委員会室内は必ずマスクを着用（発言時に外す場合は委員長の許可を得る。）

- ・1時間ごとに約10分（又は30分ごとに約5分）窓及び扉を開け換気

※住民の感染が発生した場合、感染状況によっては、あらためて議会運営委員会を開催し対応を検討

委員会提出議案第　号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第 109条第 6 項及び西脇市議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月　日

西脇市議会議会運営委員会  
委員長 中 川 正 則

(理　由)

本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願に係る署名押印の見直し等を行うため。

西脇市議会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	改	正	前
	後				
(欠席の届出)					
第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護者その他 のやがを得ない事由のため出席できないうときは、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</u>	第2条 議員は、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</u>	議員は、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</u>	議員は、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</u>	議員は、その理由を付け、 <u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</u>	
2 議員の場合は、にあつては、 <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、出産のたまでは、当該出産の日から前日の日までに14週間)の期間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>	2 議員の場合は、にあつては、 <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、出産のたまでは、当該出産の日から前日の日までに14週間)の期間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(定足数に関する措置)					
第11条 (略)	第11条 (略)	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるとときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めるときには、休憩又は延会を告げる。	2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるとときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めるときには、休憩又は延会を告げる。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、議員の退席を停止し、又は議場外の議員に出席を求めるときには、休憩又は延会を告げる。	3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、議員の退席を停止し、又は議場外の議員に出席を求めるときには、休憩又は延会を告げる。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(発言の通告をしない者の発言)					
第51条 (略)	第51条 (略)	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、議長は、 <u>議長に届け出なければならない。</u> と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得ないと認めるとときは、議長は、先に举手したと認める。	2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、議長は、 <u>議長に届け出なければならない。</u> と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得ないと認めるとときは、議長は、先に举手したと認める。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
3 2人以上举手して発言を求めたときには、議長は、 <u>議長に届け出なければならない。</u> と認めるとときは、議長は、先に举手したと認める。	3 2人以上举手して発言を求めたときには、議長は、 <u>議長に届け出なければならない。</u> と認めるとときは、議長は、先に举手したと認める。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(会議録の配布)					
第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成される場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）	第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成される場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(会議録署名議員)					
第87条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成される場合にあっては、地方自治法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をする。）は、 <u>議長が会議において指名する。</u>	第87条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成される場合にあっては、地方自治法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をする。）は、 <u>議長が会議において指名する。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(請願書の記載事項等)					
第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、請願者（法人の場合は、その住所（法人の場合は、その住所）を記載し、代表者の氏名又は記名押印しなければならない。	第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、請願者（法人の場合は、その住所（法人の場合は、その住所）を記載し、代表者の氏名又は記名押印しなければならない。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	
(請願書の記載事項等)					
第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、請願者（法人の場合は、その住所（法人の場合は、その住所）を記載し、代表者の氏名又は記名押印しなければならない。	第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、請願者（法人の場合は、その住所（法人の場合は、その住所）を記載し、代表者の氏名又は記名押印しなければならない。	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	議員は、 <u>議長に届け出なければならない。</u>	

2～4 (略)  
(資格決定の審査)  
第125条(前付託)第3項の規定に基づく議会とがでない。  
(懲罰運動の審査)  
第137条(会付託)第3項の規定に基づく議会とがでない。

2～4 (略)  
(資格決定の審査)  
第125条(前付託)第2項の規定に基づく議会とがでない。  
(懲罰運動の審査)  
第137条(会付託)第2項の規定に基づく議会とがでない。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 号

西脇市議会委員会条例及び西脇市議會議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 109条第 6 項及び西脇市議会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 日

西脇市議会議会運営委員会  
委員長 中川正則

(理 由)

会議規則の改正に準じ、委員会条例における会議の記録方式に電磁的記録による方式を加えるとともに、会議規則における欠席事由の整備に伴い、議員報酬等の特例に関する条例における適用関係を明らかにするため。

西脇市議会委員会条例及び西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を改正する条例

(西脇市議会委員会条例の一部改正)

第1条 西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前
第5章 記録				第5章 記録			
第30条 (略)				第30条 (略) (新設)			
2 前項の記録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人知覚によることは認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第123条第3項の規定を準用する。				2 前項の記録は、議長が保管する。			
3 前2項の記録は、議長が保管する。				(西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)			
第2条 西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成22年西脇市条例第1号）の一部を次のように改正する。				第2条 西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成22年西脇市条例第1号）の一部を次のように改正する。			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。				次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。			
	改	正	後		改	正	前
(適用除外)				(適用除外)			
第5条及び前条の規定は適用しない。				第5条及び前条の規定は適用しない。			
(1) 公務上の災害等				(1) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間における母体の保護 (新設)			
(2) 出産の日後8週間を経過するまでの期間における母体の保護 (新設)				(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業制限を受けた場合 (新設)			
(4) その他議長が認める場合				(2) その他議長が認める場合			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西脇市議会議員の通称名等の使用に関する規程の一部を改正する訓令

西脇市議会議員の通称名等の使用に関する規程（平成30年西脇市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正	正 後	改 正	正 前
様式第1号（第3条関係） 西脇市議会議長 様	年 月 日 西脇市議会議員	年 月 日 西脇市議会議長 様	年 月 日 西脇市議会議員	年 月 日 西脇市議会議員 <sup>(印)</sup>
私は、戸籍の氏名に替えて下記の氏名を通称名等として使用したいので届け出ます。 (略)	私は、戸籍の氏名に替えて下記の氏名を通称名等として使用したいので届け出ます。 (略)	私は、戸籍の氏名に替えて下記の氏名を通称名等として使用したいので届け出ます。 (略)	私は、通称名等として使用している氏名の中止を届け出ます。 (略)	私は、通称名等として使用している氏名の中止を届け出ます。 (略)

附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 西脇市議会陳情書取扱規程の一部を改正する規程

西脇市議会陳情書取扱規程（令和元年西脇議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(陳情書の記載事項等) 第2条 陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日及び陳情者の住所 (法人の場合はその所在地)を記載し、陳情者(法人の場合にはその名称を <u>記載し、代表者</u> 者が署名又は記名押印するものとする。	(陳情書の記載事項等) 第2条 陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び 氏名(法人の場合は、その名称、その住所)を記載し、陳情者が押印するものとする。				

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

## 西脇市議会傍聴規則の一部を改正する規則

西脇市議会傍聴規則（平成17年西脇市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(傍聴人の定員) 第5条 一般席の傍聴人の定員は、36人とする。 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させない ことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。	(傍聴人の定員) 第5条 傍聴人の定員は、51人とする。 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させない ことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。				

### 附 則

この規則は、令和3年5月10日から施行する。